

平成 17 年度

ミャンマー連邦

「国際捜査セミナー」・「上級警察幹部セミナー」
帰国研修員支援フォローアップ協力実施報告書

JICA LIBRARY



1182154.[3]

平成 18 年 3 月

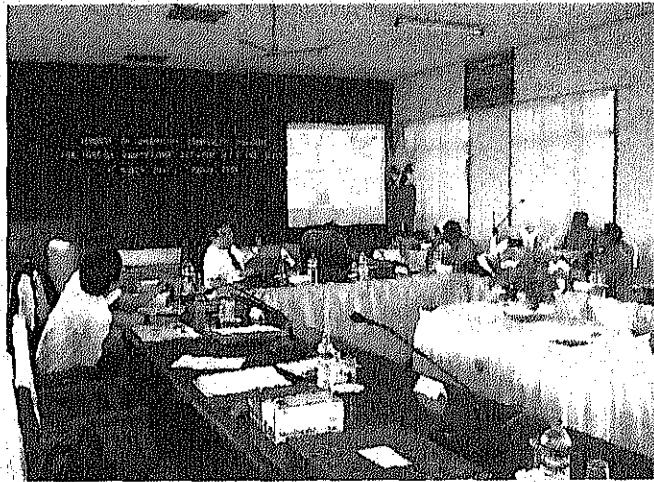
独立行政法人国際協力機構

八王子国際センター

八王セ
J R
06-001



セミナー参加者全員での集合写真



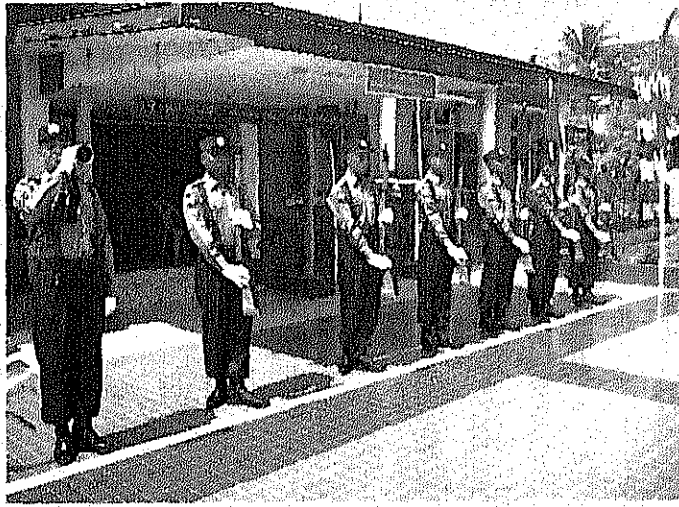
セミナーの様子(プレゼンテーション)



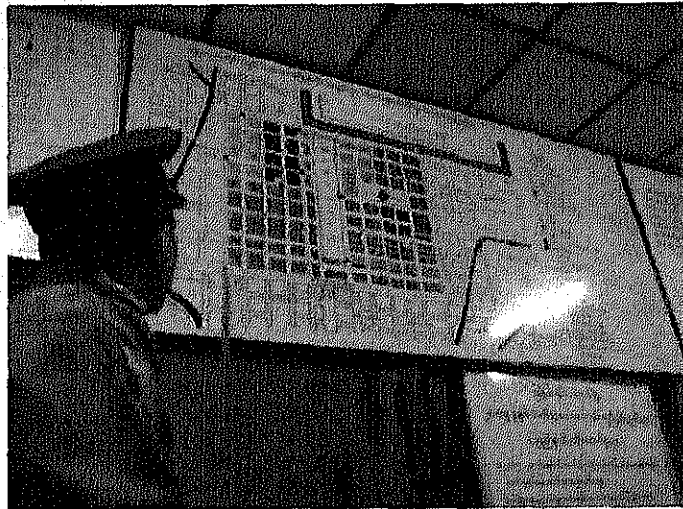
セミナー受講者の様子



1182154 [3]



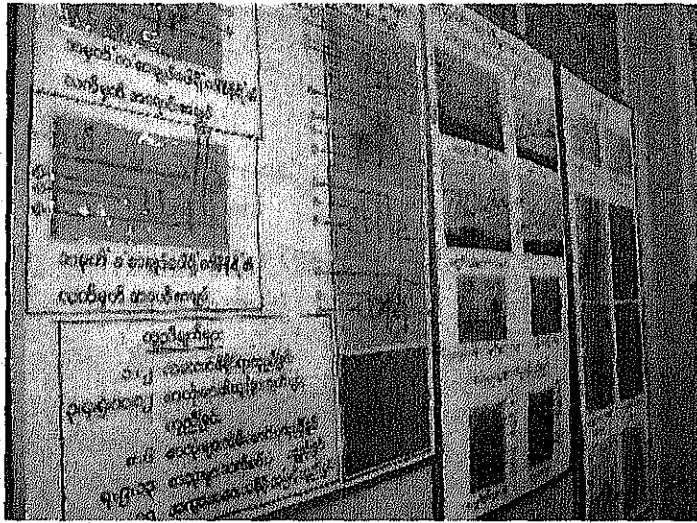
マンダレー管区第1警察署の様子



マンダレー管区第1警察署での説明(色分けされた部分が担当地区)



ミャンマー国家警察犯罪捜査局(CID)での意見交換



ミャンマー国家警察犯罪捜査局(CID)の文書・筆跡鑑定



ヤンゴン管区 Seikkan 郡警察署 Warden Foreshore 交番訪問



ヤンゴン管区警察本部訪問

目次

I	派遣チームの概要	1
1.	派遣目的	
2.	派遣国及び派遣期間	
3.	団員の構成	
4.	業務内容	
5.	日程・主要面談者	
II	調査対象コースの概要	5
III	業務報告	7
IV	セミナー実施内容	15
V	総合所見	17
VI	添付書類	19
1.	帰国研修員リスト	
2.	面談者リスト	
3.	技術協力窓口機関・帰国研修員・関係機関・セミナー参加者への質問票	
4.	セミナー概略	

I 派遣チームの概要

1. 派遣目的及び背景

(1) 派遣目的

「国際捜査セミナー（Ⅰ～Ⅲ）」及び「上級警察幹部セミナー（旧称：「上級警察幹部研修」及び「国際警察トップリーダーズセミナー）」を含む警察分野の研修では、1976年以來、これまでに計11名の研修員をミャンマー連邦（以下、「ミャンマー」という）より受入れているが、過去一度もフォローアップ事業を実施していない（刑事司法分野の研修においても同国警察関係者からこれまでに5名の研修員を受入れている）。

当該コースは、将来、国家警察の最高幹部になる候補者が対象であるところ、平成17年度「上級警察幹部セミナー」帰国研修員であるMr. Thein Win (Police Major, Myanmar Police Force: MPF) は本邦研修時に地域警察活動 (Community Policing) に関するアクションプランの作成・発表を行った。

今般、当該帰国研修員を中心としたミャンマー国家警察側から地域警察活動に関するセミナーと右アクションプランへのフォローアップについての要望がなされ、これを契機に、セミナーを協同で実施し、研修員現状の把握と帰国研修員とのネットワークの構築、並びに警察関係者から当該コースに対する忌憚のない意見を聴取することを通じ、ミャンマー国家警察の能力向上を目的として、帰国研修員支援フォローアップ協力を実施することとなった。

(2) 背景

犯罪のグローバル化、テロ対策の強化など国際的な取り組みの観点から、本警察分野研修に対する要望は今後も継続的に高いと言え、開発途上国のニーズに即した研修コースのあり方を検討する上で、今回のミャンマー警察側からのフォローアップ要請をうけて、足がかり的に、ミャンマーにおいて今回のフォローアップを実施する意義は大きい。

また、同国における状況に鑑み、我が国経済協力の基本方針としては、原則、対ミャンマー援助は見合わせることにし、1. 「緊急性が高く、真に人道的な案件」、2. 「民主化・経済構造改革に資する人材育成のための案件」、3. 「ASEAN 全体、CLMV 諸国を対象とした案件」を個別に吟味して実施することとなっており、これらの協力基本方針に基づいて以下の6つの援助重点分野が定められている。

(基本方針1. 「緊急性が高く、真に人道的な案件」)

- ① 人道支援
- ② 少数民族・難民支援
- ③ 麻薬対策

(基本方針2. 「民主化・経済構造改革に資する人材育成のための案件」)

- ④ 民主化支援
- ⑤ 経済改革

(基本方針3.「ASEAN 全体、CLMV 諸国を対象とした案件」)

⑥ メコン地域開発

警察分野のフォローアップを担う本案件は、上記の6援助重点分野うち、「麻薬取締り強化の観点から③麻薬対策」に、「民主化を支えるための社会基盤及び司法・立法機関の強化という観点から④民主化支援」の分野について、既述の援助本方針に合致している。

2. 派遣国及び派遣期間

(1) 派遣国：ミャンマー

(2) 派遣期間：平成18年3月4日(土)～平成18年3月11日(土)

3. 団員の構成

	氏名	担当	所属
1	杉山芳朗	総括	警察庁警察大学校 地域教養部長 兼 国際捜査研修所 国際捜査第一研修室長
2	河合潤一郎	技術指導(警察分野)	警察庁警察大学校 国際捜査研修所 助教授
3	佐々木大吾	計画管理・業務調整	独立行政法人国際協力機構(JICA) 八王子国際センター業務チーム 職員

備考：現地参加団員として、南部信介 書記官(語学通訳、在ミャンマー国日本大使館三等書記官)及び、高松香奈 企画調査員(現地業務計画・調整、JICA ミャンマー事務所 企画調査員)が平成18年3月5日(日)から3月9日(木)まで調査に参加した。

4. 業務内容

(1) 帰国研修員のアクションプランに基づく現地セミナー「Seminar on Promoting Community Policing -for further cooperation between MPF and Japan-」を実施し、地域警察活動など警察分野における最新のトピックスを警察関係者等に紹介する。

(2) 帰国研修員所属先を対象に、本邦研修の成果が帰国後の活動にどのように活かされているかの現地調査(関係機関訪問、アンケート調査など)の実施を行う。

(3) 帰国研修員及び同国警察機関関係者と本邦警察機関及び JICA・在外公館のネットワークを構築・再構築することにより、犯罪捜査協力ネットワークの強化を推進するとともに、同国の援助重点分野における協力を推進する。

(4) 帰国研修員等に対してアンケート調査を実施することにより、本邦研修の成果が帰国後の活動のどの程度活かされているか調査し、その結果や研修員の要望を今後の研修計画策定に反映させる。

5. 日程及び主要面談者

(1) 日程

月日	曜日	日程・訪問先	場所	主要面談者
3月4日	土	日本(東京)発→ミャンマー(ヤンゴン)着		
3月5日	日	ヤンゴン発→マンダレー着		
		セミナー準備	Mandalay Division	
3月6日	月	09:00 セミナー開催	Central Training Institute of MPF, Zee Pin Gyi, Mandalay Division	下記5(2)及び「VI 添付書類 セミナー概略」参照
3月7日	火	09:00 セミナー開催	Central Training Institute of MPF, Zee Pin Gyi, Mandalay Division	
		18:30 レセプション	Mandalay Hill Resort Hotel, Mandalay Division	
3月8日	水	09:30 Sagaing管区第1警察署訪問 第4交番訪問	Sagaing Division	下記5(2)参照
		12:30 Mandalay管区第8警察署訪問 第1交番訪問	Mandalay Division	
		マンダレー発→ヤンゴン着		
		19:30 在ミャンマー日本大使館との意見交換	Yangon Division	
3月9日	木	09:00 ミャンマー警察Criminal Investigation Department (CID: 犯罪捜査局) 訪問	Insein, Yangon Division	下記5(2)参照
		11:00 Yangon管区Seikkan郡警察署訪問 Wardan Foreshore交番訪問	Yangon Division	
		12:15 Yangon管区警察本部訪問		
		14:30 JICAミャンマー事務所訪問		
		16:00 在ミャンマー日本大使館訪問		
3月10日	金	ミャンマー(ヤンゴン)発→		
3月11日	土	→日本(東京)着		

(2) 主要面談者

セミナー参加者

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Khin Maung	Commandant, Central Training Institute(CTI), MPF	Police Brig. Gen.
2	Mr. Win Khaung	Director, Planning & Training, MPF	Pol. Colonel
3	Mr. Thein Win	Head of Admin. Department, CTI, MPF	Pol. Major

Sagaing管区第一警察署訪問

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Khin Mg Kyaw Oo	Police Chief	Pol. Lt.

Mandalay管区第八警察署訪問

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Ohn Han Oo	Police Chief	Pol. Lt.

在ミャンマー日本大使館との意見交換

No.	Name
1	川村 裕 公使

ミャンマー警察Criminal Investigation Department (CID: 犯罪捜査局)訪問

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Ohn Myint	Deputy Director	Police Colonel
2	Mr. Maung Maung Khin	Pol. Superintendent	Pol. Lt. Col.

Yangon管区Seikkan郡警察署訪問

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Aung Naing Thu	Police Chief, Western District, Yangon Division	Pol. Lt. Col.
2	Mr. Tin Tun	Police Chief, Seikkan Township	Pol. Capt.

Yangon管区警察本部訪問

No.	Name	Position	Police Rank
1	Mr. Aung Dine	Divisional Police In charge	Police Colonel
2	Mr. Win Myint	Deputy Divisional Police In charge	Pol. Lt. Col.

在ミャンマー日本大使館訪問

No.	Name
1	小田野 展丈 大使

JICAミャンマー事務所訪問

No.	Name
1	佐々木 隆宏 所長
2	山下 誠 次長

(その他の面談者を含むリストについては、「VI添付書類 2. 面談者リスト」を参照)

Ⅱ 調査対象コースの概要

1. 国際捜査セミナー

(1) 本コース設立の背景

本セミナーは、犯罪の国際化が急速に進展する中、参加各国の国際捜査担当の主管課長等警察幹部が、国際捜査関係法令やより効率的捜査手法について相互認識を高めることで、各国における犯罪の防止と治安の維持に貢献することが重要であるとの認識のもとに昭和50年（1975年）に設立された。設立から本年度にいたるコース実施状況は以下のとおりである。

- 昭和50年～昭和60年：「国際捜査セミナー」（第1回～6回、隔年実施）
- 昭和61年～平成11年：「国際捜査セミナー」（第7回～20回、毎年実施）
- 平成12年～平成16年：「国際捜査セミナーⅡ」（第21回～25回、毎年実施）
- 平成17年～：「国際捜査セミナーⅢ」（第26回～、毎年実施）

(2) コースの目的

本セミナーは、各国国家警察機関の捜査指揮責任者の参加を得て、日本の警察組織、各種捜査手法及び捜査機材等について紹介するとともに、研修テーマに沿った犯罪捜査に関する捜査手法や諸課題について討論を行い、もって各国における犯罪捜査手法の改善と相互理解に基づく緊密な協力関係の構築を図り、治安の安定と社会の発展に寄与することを目的とする。

(3) 研修員受入状況

昭和50年以来、世界66カ国より、305名の研修員を受入れている。



平成17年度「国際捜査セミナーⅢ」研修旅行（香川県高松市）

2. 上級警察幹部セミナー

(1) 本コース設立の背景

東南アジア、中近東、中南米諸国は、日本の警察最高幹部のための警察管理教育に高い関心を寄せており、過去の警察行政セミナー参加者からも、上級警察幹部としての警察管理に関する講義等を望む声が多かった。

この声に答え、平成8年度には、各国中央警察機関の警視正以上の警察幹部を対象に、組織運営の責任者として必要な警察管理を重点とした「国際警察トップリーダーズセミナー」を新設した。このセミナーは、平成元年に警察業務全般についての理解を深める目的で設置された「上級警察幹部研修(将来の最高幹部が見込まれる警視以上の警察官を対象)」と隔年交互に実施してきたが、「上級警察幹部研修」は平成13年度に、「国際警察トップリーダーズセミナー」も15年度をもってそれぞれ終了することとなった。

しかしながら、開発途上国からは、当該分野の高いニーズがあることから、両セミナーの特徴を受け継ぐ形で、平成16年度より新たに「上級警察幹部セミナー」を立ち上げることとなった。このセミナーは、参加国における現在または将来の最高幹部に対して、警察管理を重点として最高幹部に必要な幅広い知識や能力を身につけさせるため研修を実施するものである。

(2) コースの目的

本セミナーは、関係各国国家警察機関の最高幹部または、将来の最高幹部予定者の参加を得て、日本の警察組織、組織管理、犯罪対策等について紹介するとともに、参加各国警察が抱える諸問題とその解決策についての発表に基づいた討議により、各国の警察組織運営の改善を図り、以って各国の治安の維持と発展に寄与することを目的とする。

(3) 研修員受入状況

- 上級警察幹部研修：平成元年から平成13年までに計10回実施し、26カ国から125名を受入
- 上級警察幹部セミナー：平成8年から平成17年までに計7回実施し、32カ国から43名を受入(平成8年から平成15年までの5回については、「国際警察トップリーダーズセミナー」としての実施)

Ⅲ 業務報告

1. ミャンマー国家警察

ミャンマー国家警察は、内務省に属している。

ミャンマー国家警察の活動目的は

- ① 地域の平和と平穏
- ② 法と秩序の普及
- ③ 麻薬の撲滅
- ④ 国民の利益への貢献

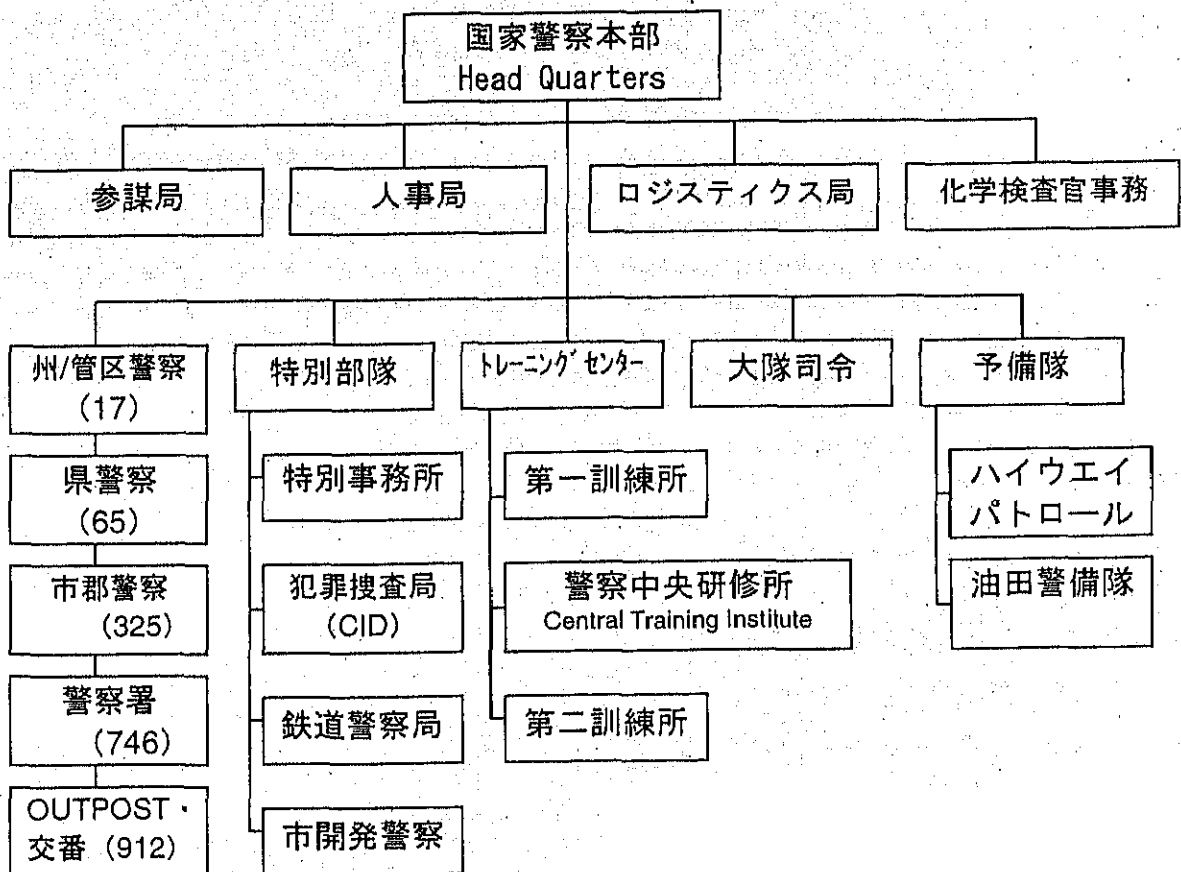
であり、ミャンマー国家警察の機能は

- ① 犯罪予防
- ② 犯罪捜査と起訴
- ③ 規律の遵守
- ④ 公共の安全
- ⑤ 麻薬の撲滅
- ⑥ 国民の利益への貢献

である。

ミャンマー国家警察の組織は以下のとおり。

ミャンマー国家警察組織概略図



2. コミュニティポリリーシングへの取組み

(1) 経緯・歴史的背景

ミャンマー国家警察のコミュニティポリリーシングへの取組みは、1995年12月に始まった。その当時、ミャンマー国内においても情報技術が発達し、生活様式、習慣、文化等が著しく変化したことに伴い、新たな態様の犯罪や国境を越えた犯罪の発生が増加した。そのため犯罪予防の観点から、警察が地域と密着した活動を行い、市民の信頼を得る必要が生じたことが、コミュニティポリリーシングの概念を導入したきっかけであると言われている。また、一方でミャンマーの歴史的背景として、住民による見回り活動 (Neighborhood Watch System) がミャンマーの風習であったことも、コミュニティポリリーシングの概念がミャンマー国内で馴染みやすかった一因であった。

1996年以降、ヤンゴン市、マンダレー市、ザガイン市で試験的に日本の交番制度を真似た交番 (POSTOUT) を設置し、コミュニティポリリーシングへの取組みを開始したが、3市のうち成功したのはザガイン市のみで、他の2市にあっては、コミュニティポリリーシングの拠点として設置した交番が、単なる分署のような扱いになり失敗した。しかし、当時の反省に基づき、現在の国家警察長官が昨年、再度交番制度を基本とするコミュニティポリリーシングの実施を呼びかけ、現在に至っている。

ミャンマーにおける交番制度導入の提唱者については、1995年当時の国家警察長官が、過去に日本を訪問した際に視察した交番制度を自国でも取り入れようと考えたという説と、当時ザガイン警察のコマンダーの立場にあった者が、日本やシンガポールの交番制度を独学で学んで導入したという説がある。いずれにしても、その後、ミャンマーからはシンガポールにおける第三国集団研修「交番システム」や、警察大学校国際捜査研修所における「上級警察幹部研修」などに研修員を派遣し、日本の制度を参考としたミャンマー独自のコミュニティポリリーシング制度を根付かせるための努力を、試行錯誤を繰り返しながらも継続して取り組んでいる。

(2) コミュニティポリリーシングの基本理念

ミャンマー国家警察が掲げるコミュニティポリリーシングのポイントは

- ① 一般の人々とのなじみを深め相互の尊敬と協力を築き上げる。
- ② 住民との協力を通じて地域の問題を解決する。

の2点である。

また、犯罪削減のための主たる機能として

- ① パトロール活動
 - ・車両、徒歩による住宅地域や犯罪多発地域に対する移動形のパトロール
 - ・よう撃的なパトロール
 - ・繁華街、交差点などにおける立番、監視
- ② 犯歴保有者、罪を犯すおそれのある者の監視と監督活動
- ③ 犯罪行為の鎮圧
- ④ 犯罪撲滅のための教育
 - ・警察官に対する教育
 - ・犯罪者に対する教育
 - ・地域住民に対する教育

～通常の家庭訪問やセミナー・討論会を通じた教育

パンフレットの配布やメディアを使ったの情報提供など

⑤ 犯罪者に対する効果的抑止的な科罰

の5点を掲げ、この5点を満たすためにコミュニティポリッシングを実施するよう指導している。

(3) 交番における具体的活動と成果

今回の調査活動期間中、ザガイン管区第1警察署及び第4交番、マンダレー管区第8警察署及び第1交番、ヤンゴン管区 Seikkan 郡警察署及び Wardan Foreshore 交番を視察し、交番におけるコミュニティポリッシングの具体的活動等につき、以下のとおり説明を受けた。



ザガイン管区第1警察署第4交番内における地域ボランティア等との意見交換の様子

ア パトロール

24時間を3シフトに分け、1班5～6名(警察官2名と地域ボランティア3～4名(消防団、赤十字職員、地区自治体代表等))で実施している。

パトロールに際しては、シフトごとに情報を密にし、徒歩、自転車、バイク、車で実施している。

不審者に対する職務質問で多額の貴金属窃盗事件を検挙したり、薬物違反者を検挙したりなど多数の実績がある。

イ 立番

パトロール同様、5～6人が1組となり、駅、バスターミナル、映画館、マーケットなどで実施している。



ヤンゴン管区 Seikkan 郡警察署 Warden Foreshore 交番の地域ボランティア

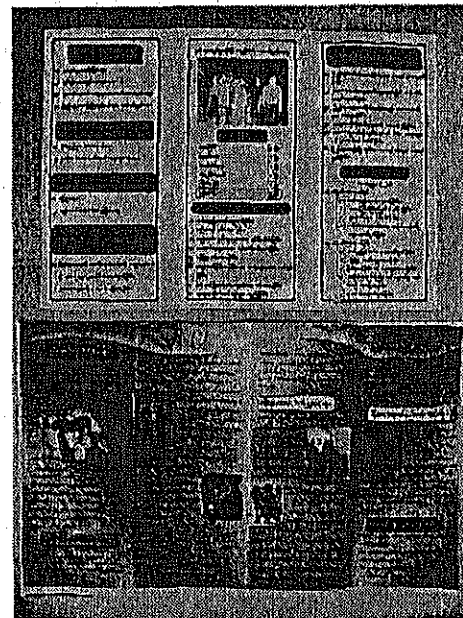
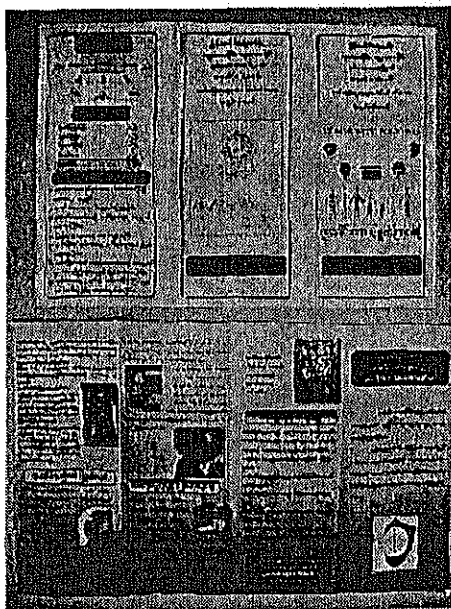
ウ 捜査活動

麻薬取締りなど週3回の捜査活動を行っている。

犯歴保有者、罪を犯すおそれのある者の監視と監督活動も行っている。

エ 教育活動

家庭訪問やセミナー、青空教室の実施、パンフレットの配布、テレビ・ラジオ・新聞等のメディアを利用した広報活動により、麻薬撲滅や防犯活動などに関する教育活動を行っている。



家庭訪問の際などに配布しているパンフレット

オ Crime Free Week, Crime Free Zone の設定

犯罪抑止のための重点週間、重点地域を設定して人員を集中的に投入し、家庭訪問を利用しての犯罪多発地域に関する情報提供、防犯を呼びかけるパンフレットの配布や重点的なパトロールと徹底した捜査活動を行い、犯罪検挙に相当の成果を上げている。

カ 成果

ザガイン市では、1996年のコミュニティーポリッシング活動の開始以降、犯罪発生率が著しく減少した。特に2003年から2005年までの3年間では、殺人事件が約75%、強姦事件が約50%に減少した。

マンダレー市、ヤンゴン市においても犯罪発生件数が減少するなどの成果が見られている。

(4) 結論

住民と協力しての問題解決活動やパトロール活動、住民に対する情報提供活動など、現在日本で行っている地域警察活動の基本的な部分そのままミャンマーでも実践されている。また、日本警察から学んだ知識を基に、警察署の入り口に「MAY I HELP YOU」との看板を掲げており、コミュニティーポリッシングの理念については十分に理解されている。

ミャンマー国家警察の幹部は「ミャンマーでは都市と田舎、国境地域とそれぞれに違ったコミュニティーポリッシングのやり方が必要である。交番と駐在所の説明を聞いたが、交番はそのシステムに特徴があり、駐在所はそこで勤務する人の資質が重要だと思う。ものにはこだわらず、交番制度というシステムを学び、ミャンマーのやり方に日本の知識と経験を取り入れたい」と話していた。単に日本の制度をコピーし交番を建てるのではなく、ミャンマーの国情に応じたものに改良し、その活動のあり方を重視するなど、過去に日本で行った研修の成果が十分に反映されていることが確認できた。



マンダレー管区第8警察署入り口付近の看板



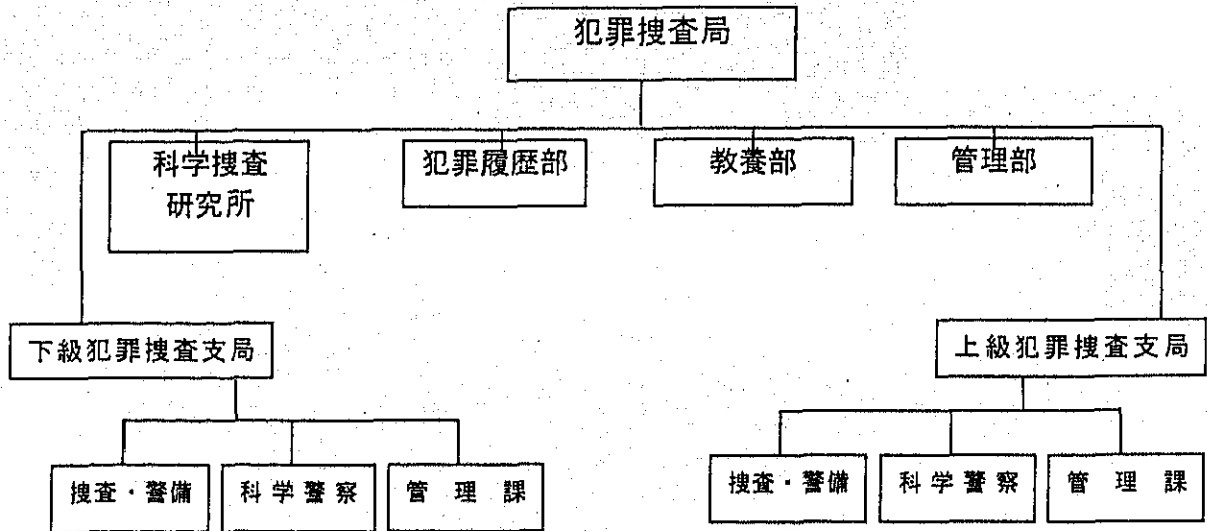
マンダレー管区第8警察署第1交番

3. 犯罪捜査局 (Criminal Investigation Department)

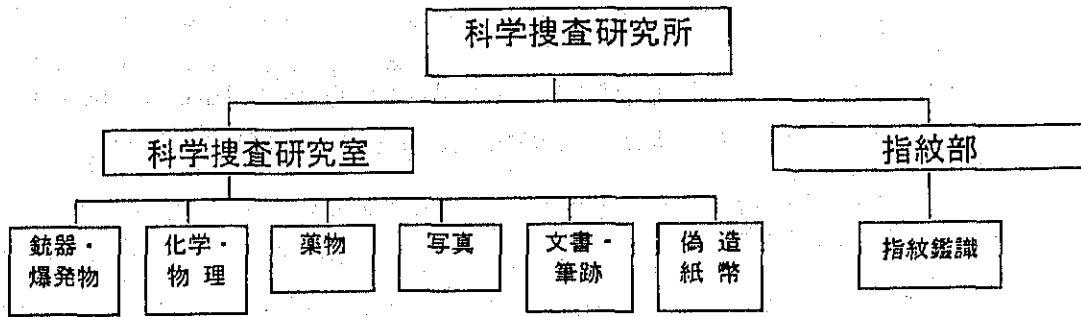
現在、ミャンマーでは首都がヤンゴンからピンナマに移転したため、ミャンマーの犯罪捜査局は、ピンナマに次ぐ国内第二の施設である。

犯罪捜査局の組織は以下のとおりであり、今回は科学捜査研究所の視察を行った。

ミャンマー国家警察犯罪捜査局組織図



ミャンマー国家警察科学捜査研究所組織図



指紋制度については、検挙被疑者から10指指紋を採取し、その特徴により指紋原紙を分類整理、保管し、検挙被疑者の前歴紹介、身元確認などに活用しているとのことであった。現在、国内各地で作成した指紋原紙は、全てヤンゴンの犯罪捜査局に送付され、一括保管されている。ただ、実際の犯罪現場における指紋採取技術所有者は、犯罪捜査局に30名程度いるだけで各警察署には配置されておらず、現場の遺留指紋から被疑者を割り出すといった捜査手法はほとんど行われていないものと思われる。

薬物鑑定については、アメリカ麻薬捜査局から提供を受けている簡易検査キットを使用している。

その他の各研究室内には検査機器類はほとんどないか、あってもかなりの旧式であり、十分な検査・鑑定が行われている設備とは言い難い状況であった。



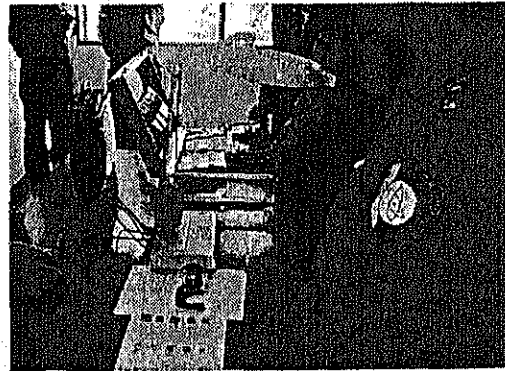
銃器・爆発物鑑定



薬物鑑定



偽造紙幣鑑定



指紋鑑識

4. その他

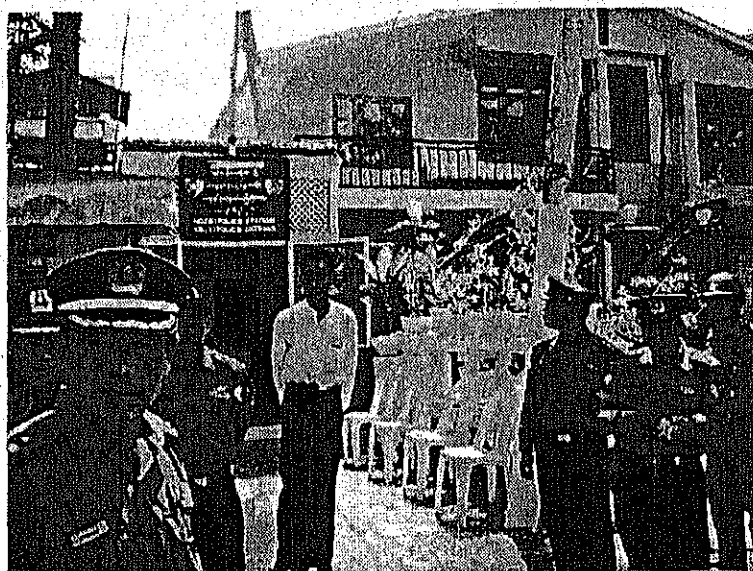
現在のミャンマー国家警察における3大重点課題は

- ① 薬物犯罪対策
- ② テロ対策
- ③ 人身取引対策

であり、今回、3月6日・7日の両日、Central Training Institute で開催したセミナー参加者からの意見では、「今後このセミナーで追加してもらいたい項目」として

- ① 経済犯罪対策
- ② 警察官の人材育成
- ③ 国際犯罪
- ④ 人身取引問題

の4点が上げられており、これら分野に対するミャンマー国家警察側からの関心の高さが窺われた。



マンダレー管区第八警察署第一交番の様子

5. アンケート集計結果

セミナー参加者へのアンケートに関しては、48名から回答があり、ほぼ全員から、おおよそすべての項目について高評価を得た。特に注目する点として、「I 2. (2)セミナーへ追加すべき内容」、「II 今後の協力に関する意見」という質問項目に関し、人身取引、麻薬対策、テロなどの国際犯罪、詐欺、通貨偽造などの経済犯罪分野のほか、警察の人材育成に関する分野について関心の高さが伺えた。また、今後も今回同様のセミナーや、さらなる研修を行って欲しいとの意見も多くなされたことは、特筆に値する。

帰国研修員へのアンケートでは、2名から回答を得ることができた。この中で帰国研修員は、JICAのセミナーが大変有益で、帰国後も職場でのレクチャーなどに役立てていると評価しつつ、今後は日本の優れたIT技術を用いた警察活動についての紹介を増やして欲しいとコメントがあった。

なお、技術協力窓口機関及び関係機関については、アンケートの配布は行ったものの、調査期間中に回収するに至らなかった。

IV セミナー実施内容

1. タイトル：「Seminar on Promoting Community Policing -for further cooperation between MPF and Japan-」
2. 開催場所：Central Training Institute, Zee Pin Gyi
3. 参加人数：ミャンマー警察官約 60 名

本セミナーは、帰国研修員のアクションプランに基づく現地セミナーであり、地域警察活動など警察分野における最新のトピックスを警察関係者等に紹介する事を目的としている。また、今後の我が国の警察分野に対する協力のヒントにするべく、JICA 事業（研修センター及び在外事務所）の紹介もセミナー内容に加え開催した。セミナーの主なトピックは、①両国警察機構の紹介、②両国地域警察活動の紹介、③帰国研修員によるアクションプランの発表、④JICA 事業の紹介であり、セミナー概略およびセミナー資料は「VI 添付書類 3. (6) セミナー資料」の通りである。

セミナー実施により、ミャンマー警察組織の形態、目的、各部署の説明など、ミャンマー警察への支援を行う場合に必要となる情報を得ることができた。また、我が国の警察機構の紹介においては、その成り立ち、責務、組織、職員の採用など、広くかつ詳細に紹介が行われた。特に、日本警察の歴史において、第二次世界大戦前後で警察制度が大きく改正された点は、組織形態・活動の面など多くの問題が指摘されているミャンマー警察にとり貴重な情報であったと考える。

地域警察については、ミャンマー警察より、その目的・取組みについて説明がされ、地域警察活動においては、警察だけではなく地域の住民、その他関係政府機関（保健関連や消防関連など）との連携をしている点など発表がされた。日本側からは、「交番・駐在所を中心とする日本の地域警察」として、交番・駐在所の概要、施設、人員体制、地域住民等との連携、地域警察官の勤務と具体的活動などの説明が行われた。日本の地域警察活動は、車両や無線の整備など現在のミャンマー警察では採用できない、技術的に進んだシステムを構築しているが、一方で交番・駐在所をさせる人々との連携、通常の基本勤務での活動、広報活動など、ミャンマー警察で今後実践可能な情報の提供が行われた点は、ミャンマー警察官にとり実用的かつ現実的であったと考える。また、日本の交番・駐在所制度の歴史と意義の説明では、日本で交番・駐在所制度が成功した要因について触れられたが、成功要因の一つにあげられた良好な治安は、ミャンマー社会にも共通する部分であると言え、今後のミャンマーでの地域警察活動の促進は、より良好な治安の維持に貢献するものと考えられる。



セミナーの様子

本セミナーでの質疑応答などを通し、本セミナーのテーマがミャンマー警察のニーズに合致したものであったと同時に、我が国に対しミャンマー警察が今後セミナーや研修コースの実施を希望する分野についても意見が出された。具体的な分野としては、人身取引や麻薬対策などの国境を越える犯罪の分野、詐欺事件などを含む経済犯罪分野、また警察官人材育成に関する分野があげられた。人身取引や麻薬対策などは、ミャンマー国のみの問題ではなく地域課題であり、近隣各国との連携が必要不可欠であることから、会議形式のセミナー等を実施し近隣各国との意見交換をしていくことも重要である点等、調査団から意見が出された。

ミャンマー警察から本邦集団研修・地域別研修への参加実績はあるものの、その人数はミャンマー警察全体から考えると極めて限られており、研修を受けた（諸外国の警察の取組み）人材の蓄積には到っていないのが現状と言えるが、今回のような当地でのセミナー開催は、人材育成に資する情報提供、相互理解、意見交換を効率的に実施できたケースであり、ミャンマー警察からも要望が出されていた通り、今後も機会があればセミナーの機会をミャンマー警察に提供していきたいと考える。

V 総合所見

1. ミャンマー警察におけるコミュニティーポリッシング

ミャンマー警察において、10年にわたるコミュニティーポリッシングに対する取り組みが成されていたこと、その取り組みではコミュニティーポリッシングの理念がよく理解され状況に応じた工夫が十分になされていること、警察全体について、教育訓練に力を入れ規律もかなり保たれていることに強い印象を受けた。

ミャンマー警察では、交番の導入でも全国一律に導入するのではなく、比較的条件が整っているとと思われるところから、試験的な規模で行い、うまくいかなければ無理な拡大はせず、後日、他の経験も踏まえて、再び取り組むという大変堅実な手法が取られていた。

その取り組みの内容からコミュニティーポリッシングの理念がよく理解され、その成功の条件、弱点などもよく研究されていると思われ、JICA セミナー特にシンガポール第三国研修は、ミャンマー警察について、十分効果を挙げたと評価できる。

また、その設備等からして、ミャンマー警察中央研修所においても十分コミュニティーポリッシングに関する教育訓練が実施できる可能性があると思われる。

コミュニティーポリッシングは、警察業務も市民に対するサービス提供の一つであることを、個々の警察官に自覚させるだけでなく、警察業務に対する住民参加の要素を強く持ち、民主主義的な性格を有している。ミャンマー警察においては、その面での取り組みには偏りが見られた。すなわち、パトロールといった警察業務に住民の参加を求めるが、その一方、意見の聴取システム、警察署協議会、交番・駐在所協議会といった取り組みはあまり見られなかった。また、地域との連携のため、警察業務運営に関する決定権の地方化、分散化が、コミュニティーポリッシングの中身としていわれることも多いが、これについても、目立った取り組みはなかった。極論すれば、ミャンマー警察の取り組みは、コミュニティーポリッシングから極力、民主主義的な要素を取り除くといったものである。

地方自治は、民主主義の学校といわれることが多いが、一番小さな行政単位と密接な関係を有しつつある交番の運営に何らかのかたちで住民意見聴取システムが組み込めれば、末端とは言え国の機関と住民自治との関係の一つのモデルとなりうると思う。

今後も、その導入にむけて、JICA セミナー特にシンガポール第三国研修に、ミャンマー警察幹部の参加を求め、民主主義国家におけるコミュニティーポリッシングの紹介を続けることは意義があると思われる。

2. ミャンマー警察における科学捜査

ミャンマー警察犯罪捜査局科学捜査研究所を見学したが、アメリカの援助を受けている薬物関係以外は、科学捜査を支える最低限の機能ですら有しているとは思われない現状である。物的証拠を活用する刑事司法手続きが導入されないと、必ずしも、効果を発揮できないが、あらゆる分野で、初歩からの鑑識技術導入の余地がある。今後も、JICA セミナー特にかつて実施していた鑑識セミナーのような鑑識全般をコンパクトに体験、学習するセミナーや刑事司法手続きの改善に関するセミナーに、ミャンマー警察幹部の参加を求め、科学捜査の紹介を続けることは意義があると思う。また、短期でよいので、鑑識各分野の専門家を派遣し、簡易な機器の導入を含め、ミ

ヤンマー警察の警察官を対象としたセミナーを行うのも現在の状況の改善に役立つと思われる。

3. 帰国研修員支援フォローアップ協力

帰国研修員のアクションプランに基づく現地セミナー「Seminar on Promoting Community Policing -for further cooperation between MPF and Japan-」を2日間に亘り、帰国研修員が所属しているミャンマー警察 Central Training Institute においてセミナーを実施し、約 60 名の警察官がミャンマー全国から参加した。地域警察活動をテーマに両国警察の現状や課題について積極的に意見交換し、アンケート調査等を行った結果、人身取引、経済犯罪、麻薬対策、人材育成などの分野について、今後もセミナーや研修コースの実施などを行ってほしいとの意見が多く聞かれ、今後の研修計画や協力方針策定にあたって、貴重な意見聴取ができたと考える。

また、帰国研修員の職場を含めた関係警察機関を訪問しての現地調査に関しては、帰国研修員 2 名が実際の業務を行っている Central Training Institute でのセミナー、帰国研修員が所属しているミャンマー警察 Criminal Investigation Department、Yangon 管区 Seikkan 郡警察署等の訪問を通じて帰国研修員の現況を確認できた。これに加えて、Sagaing 管区第一警察署・交番、Mandalay 管区第八警察署・交番を訪問し、実際の地域警察活動が行われている現場、警察官及び地域住民等の状況についても、上記のとおり、把握することができた。

警察分野の帰国研修員フォローアップとしては、把握している限り、初めてのケースであるが、今回のフォローアップ協力を通して、本邦研修やシンガポール第三国研修「交番セミナー」などの成果が現れていることを確認することができた。今回の帰国研修員へのフォローアップ協力を契機に、両国警察共同でセミナーを実施したことを通じて、ミャンマー警察関係者と日本側関係機関との協力体制はさらに強まったと言える。今後は、このネットワークを基に、さらなる協力関係を築いていくことが望まれる。